

各都道府県介護保険担当課 御中

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

1. 訪問通所サービス区分に係る介護給付費の加算等の算定の開始時期について
2. 被保険者資格等に係るQ & A
3. 介護保険資格者証の様式について

(合計 本紙含め7枚)

vol. 38

平成12年2月23日

厚生省介護保険制度実施推進本部

\* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願いいたします。

事務連絡  
平成12年2月23日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生省老人保健福祉局  
介護保険制度施行準備室長

### 訪問通所サービス区分に係る介護給付費の加算等の算定の開始時期について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）によりお示ししているところですが、訪問通所サービス区分に係る介護給付費の加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）の算定の開始時期は、居宅サービス計画の作成及び適正な支給限度額管理のため、利用者及び居宅介護支援事業者に対する周知期間を確保する観点から、下記のとおり取り扱うことといたしましたのでお知らせします。

なお、正式な取扱いについては、別途通知します。

### 記

- 1 届出の受理が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から、加算等の算定を開始するものとすること。  
したがって、訪問通所サービス区分に属する居宅サービスのうち、訪問看護、通所介護及び通所リハビリテーションの各サービスについて、4月1日から加算等を算定するためには、3月15日までに加算等に係る届出を受理する必要があるので、届出の締切期日について、対象となるサービスを実施する管下の事業所に対し周知徹底いただきたいこと。
- 2 ただし、本年3月中の届出については、一定の周知期間が必要であること等に鑑み、上記により難い特段の事情がある場合については、各都道府県の判断により、居宅サービス計画の作成や利用者及び居宅介護支援事業者への周知等に支障のない範囲で、届出の締切期日について弾力的な取扱いをして差し支えないこととする。なお、この場合にあっても、届出を受理した事業所に係るWAM NETにおける加算等の算定情報の提供は、居宅介護支援事業者が居宅サービス計画の最終確認を行う3月20日頃を目途に行われるよう努められたい。
- 3 上記1及び2の締切期日に間に合わない場合であっても、3月中に届出がなされた場合にあつては、当該届出を行った事業所が利用者及び居宅介護支援事業者に対し、自らの責任において加算等の状況を周知し、かつ、確実に居宅サービス計画上加算等の内容が反映されることを前提に、届出を受理し、加算等の算定を行う取扱いをすることもやむを得ないものとする。

事 務 連 絡  
平成12年2月23日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生省老人保健福祉局  
介護保険制度施行準備室

被保険者資格等に係るQ & A及び  
介護保険資格者証の様式について

被保険者資格等に係る質問のうち、都道府県から照会の多いものについて、別添のとおりQ & Aを作成しましたので送付します。

あわせて、平成11年9月17日全国会議で「被保険者証の様式の確定に伴い変更があり得る」としておりました介護保険資格者証の様式について、修正したものを作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容御了知の上、適切に対応していただきますよう  
よろしくお願い申し上げます。